

第 12 回教育委員会

令和 3 年 7 月 27 日
午後 3 時 30 分
市会第 4 委員会室

案 件

報告第12号 令和 4 年度高等学校使用教科用図書の採択にかかる答申について

令和4年度使用教科用図書の採択について（高等学校）

1. 基本方針

- ① 学校が使用する教科用図書については、教科用図書検定調査審議会の答申に基づき、文部科学大臣が検定を行う。
- ② 高等学校において教科用図書を使用する場合、学校教育法第34条及びその準用規定である同法第62条により、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の中から採択しなければならない。
- ③ 文部科学省検定済教科書あるいは文部科学省著作教科書がない場合については、学校教育法附則第9条及び学校教育法施行規則第89条により、他の適切な教科用図書を使用することができる。
- ④ 高等学校で使用する教科用図書については、「大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱」に基づいて設置された教科用図書選定調査会の答申を踏まえ、教育委員会において採択する。

2. 採択の仕組み

- ① 教育委員会は、要綱に基づき、各学校に選定調査会の設置を命じる。
(委員長は原則として校長)
- ② 教育委員会は、選定調査会に対し、保護者等の意見を聴取するよう命じるとともに、公正確保の徹底及び児童・生徒の実態や多様な学科の教育課程に合う教科用図書の調査研究を命じる。
(公正確保に関する通知及び教科書目録の送付)
- ③ 各学校の選定調査会は調査研究をとりまとめ、その選定理由を示すとともに、複数の教科用図書の特徴を答申に加えるなどして、教育委員会に答申する。
- ④ 教育委員会で採択する。

